ポリテクセンター米子が交付した「技能講習修了証」の再交付・書替について

当センターから交付された技能講習修了証の再交付・書替をご希望の方は、事前に当センター訓練課へ電話でお問い合せいただき、再交付等が可能かをご確認ください。確認後、「技能講習 修了証(再交付・書替)申込書」に必要事項をご記入の上、郵送もしくは直接当センターへご提出ください。

なお、提出の際は、本人確認ができるもの(自動車運転免許証、マイナンバーカード、所持人記入欄のあるパスポート等)の写しを併せてご提出願います。

※窓口営業時間は、平日 9:00~17:00 となります。行事等により対応できない場合がありますので、事前に 電話(0859-27-5115)にてご確認をお願いします。

【提出するもの】

- 1. 技能講習 修了証(再交付·書替)申込書
- 2. 証明写真(縦 30mm×横 24mm)
 - ※ 申請前6か月以内に撮影した正面、脱帽、背景無地のもの
 - ※ 裏面に氏名を記載すること
 - ※ 技能講習の種類ごとに1枚必要
- 3. 書替の場合は、使用中の技能講習修了証(原本)
- 4. 本人確認ができるもの(下記のいずれか顔写真付きの身分証明ができるもの)
 - · 自動車運転免許証
 - ・マイナンバーカード
 - ・所持人記入欄のあるパスポート
- 5. 氏名の変更による修了証の書替の申込みの場合にあっては、旧修了証及び氏名の変更が確認できる書類 (戸籍謄本(抄本)、運転免許証の裏書き、旧姓(旧氏)が記載された住民票やマイナンバーカードの写し等の 氏名の変更が確認できる書類の原本)を添付すること。
- 6. 返信用封筒
 - ・ 修了証を返送するための封筒(郵便番号、住所、氏名をご記入ください)
 - ・ 簡易書留料の切手を貼付してください
 - ※ 直接窓口へ修了証を受け取りに来られる方は、返信用封筒の必要はありません

【手数料】500円(税込)/件

再交付等を希望される方は、申込書を受け付け次第、請求書を送付しますので、手数料を銀行振込でお支払いください(振込手数料はご負担願います)。

複数の修了証の再交付・書替については、件数分の手数料が必要となります。

【日数】 申請受付日(手数料納付日)から、5開庁日後(土、日、祝日を除く)に交付

※窓口での修了証の受け取り希望の方には、連絡をいたします(受け取りは、9:00~17:00 の間となります)。

ポリテクセンター米子 〒689-3537 鳥取県米子市古豊千 520 (0859)27-5115【訓練課】

(2025.11)

技能講習 修了証(再交付・書替)申込書

(ふりがな) , 氏 名			ふりがな											
			氏			1	Z I							
1		旧姓を使	用した氏名又は通称の	れかを	かを○で囲む) 有 / 無									
		併記を希	望する氏名又は通称		£				名	1				
2	生年月		昭和 平成		年			月			目			
3	住所・記	電話	₸						【電	話番号】	-	-		
4 再交付の理由 (該当番号へ〇印)		1 紛失 再交付 2 損傷 3 住所変更	4	その他					書替	5 氏名旧姓	の変更 ・通称併	記		
			労働安全衛生法別 (該当する技能講習へ〇印。											
· 7:	ォークリフト運転	技能講習	第	뭉	• 小型移動	式クレ	ーン運転	技能講習		第				号
・ 玉掛け技能講習		第	뭉	• 高所作業	車運転	技能講習	!		第				号	
・ ガス溶接技能講習		第	号	•					第				号	
	壬	-												

令和 牛 月

申込者氏名

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

鳥取支部 鳥取職業能力開発促進センター 米子訓練センター長

- 1 表題の「修了証(再交付・書替)」は該当しない文字を抹消し、上記、枠内の項目は適宜記入及び○印をお願いします。
- 2 申込書へ、上記4.「再交付等の理由」に応じた必要書類として下表【手続きに必要な書類】①~④をご確認のうえ提出して ください。 なお、郵送による手続きを希望される方は、別添「口座、返信封筒記入例」に基づき申し込みください。]
- 3 手数料として、1件につき500円(消費税及び地方消費税を含む額。) が必要となりますので、指定口座へ振込をお願いします(振込 手数料は申込者負担です。)。入金確認後、修了証交付に係る所定手続き経て、お渡し可能日を電話でご案内いたします。
- 4 問合せ先 ₹689-3537 鳥取県米子市古豊千520 鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター 訓練課 電話:0859-27-5115

手続きに必要な書類】								
① 証明写真 (裏面に氏名を記載すること)	<u>縦30mm×横24mm</u> (申請前1ヵ月以内に撮影した正面、脱帽、背景無地のもの) <u>技能講</u> 習の種類ごとに 1 枚							
② 本人が確認できる身分証明書 (確認後返却)	顔写真付きの身分証明書の原本又は写し (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)							
③ 交付済みの修了証	原本(書替の場合、新たな修了証と交換交付になります)							
④ 氏名の変更が確認できる書類 (確認後返却)	戸籍謄本(抄本)、免許証の裏書き、旧姓(旧氏)が記載された住民票や氏名の変更 が確認できる書類の原本。又は、マイナンバーカードの写し							
旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希 ⑤ 望する場合は、併記を希望する氏名又は 通称を確認できる書類(確認後返却)	戸籍謄本(抄本)、住民票の写し等の併記を希望する氏名又は通称が確認できる書類							
	申込理由毎の必要書類							
・紛失(再交付):上記①~② ・損傷(再交付)):上記①~③ ・氏名の変更(書替):上記①~④ ・旧姓・通称併記(書替):上記①~③.⑤							
【施設担当者記入欄】								
*施設確認欄 担当者氏名(

- 1 確認年月日 年 合和 月
- □運転免許証 □パスポート □戸籍謄本(抄本) □マイナンバーカード(番号は控えないこと) 2 確認書類 : 写真付身分証明書持ち合わせなしのため。

□その他(公的書類) (・健康保険証 3 確認書類の番号等 (第

〈当機構の保有個人情報保護方針、利用目的〉

- 1 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、保有個人 情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護いたします。
- ご記入していただいた個人情報については技能講習の受講に関する事務処理(修了証の交付、連絡、修了者帳簿の整備)に使用 2 するものであり、それ以外に使用することはありません。

不要な文字を削除

個 情 報

花子

修了証(再交付·書替)申込書 技能講習

(ふりがな) 1 氏 名		ふりがな	*************************************	7			4	名		花	。 子	併記者 〇印を	へ旧姓・ ・ ・ を付け、IE を記入	は、
	旧姓を使	用した氏	名又は通称の			集(いず)	れかを	○で囲む		7		#	Ħ,	
			名又は通称	氏	鳥	又			名	1	艺子			
2 生年月1	都道府県記入		昭和 平成	6 3	年	1	0	月		1		連絡が 連絡先		
3 住所・智	電話		9-3537 双県米子市古豊	千 520					(電話者		0-000)	1~ <u>5</u> の	
4 再交付の理 (該当番号へOFI		再交付	1 紛失 2 損傷 3 住所変更	4	その他] [替 5	氏名の変列 旧姓・通和		目への) []
			安全衛生法別表 技能講習へ〇印と、						,)					
フォークリフト運転	技能講習	第	0000	号	 小型移動 	動式クレ	ーン運転	技能講習		第			号	
・ 玉掛け技能講習	фил	≠.= □ 1		号										
・ガス溶接技能講習		を記入		号							·			
令和 年 月	日													

申込者氏名

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

鳥取支部 鳥取職業能力開発促進センター 米子訓練センター長

- 1 表題の「修了証(再交付・書替)」は該当しない文字を抹消し、上記、枠内の項目は適宜記入及び○印をお願いします。
- 2 申込書へ、上記4.「再交付等の理由」に応じた必要書類として下表【手続きに必要な書類】①~④をご確認のうえ提出して ください。 なお、郵送による手続きを希望される方は、別添「口座、返信封筒記入例」に基づき申し込みください。
- 3 手数料として、1件につき500円(消費税及び地方消費税を含む額。) が必要となりますので、指定口座へ振込をお願いします(振込 手数料は申込者負担です。)。入金確認後、修了証交付に係る所定手続きを経て、お渡し可能日を電話でご案内いたします。
- 4 問合せ先 ₹689-3537

鳥取県米子市古豊千520 鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター 訓練課 電話:0859-27-5115

【工徒もほび悪れ事格】

【手続きに必要な書類】									
① 証明写真 (裏面に氏名を記載する	こと)	縦30m×横24m (申請前1ヵ月以内に撮影した正面、脱帽、背景無地のもの) 技能講習の種類ごとに1枚							
② 本人が確認できる身分証(確認後返却)	明書	顔写真付きの身分証明書の原本又は写し (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)							
③ 交付済みの修了証		原本(書替の場合、新たな修了証と交換交付になります)							
④ 氏名の変更が確認できる。 (確認後返却)	書類	戸籍謄本(抄本)、免許証の裏書き、旧姓(旧氏)が記載された住民票や氏名の変更 が確認できる書類の原本。又は、マイナンバーカードの写し							
旧姓を使用した氏名又は ⑤ 望する場合は、併記を希! 通称を確認できる書類(望する氏名又は	戸籍謄本(抄本)、住民票の写し等の併記を希望する氏名又は通称が確認できる書類							
申込理由毎の必要書類									
・紛失(再交付):上記①~②	·損傷(再交付)	t):上記①~③ ・氏名の変更(書替):上記①~④ ・旧姓・通称併記(書替):上記①~③. ⑤							
【施設担当者記入欄】 *施設確認欄 担当者氏名 () 1 確認年月日 令和 年 月 日 2 確認書類 □運転免許証 □パスポート □戸籍謄本 (抄本) □マイナンバーカード (番号は控えないこと) □その他(公的書類) (・健康保険証・ : 写真付身分証明書持ち合わせなしのため。) 3 確認書類の番号等 (第)									

〈当機構の保有個人情報保護方針、利用目的〉

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、保有個人 情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護いたします。
- ご記入していただいた個人情報については技能講習の受講に関する事務処理(修了証の交付、連絡、修了者帳簿の整備)に使用 2 するものであり、それ以外に使用することはありません。